

平成30年 住宅・土地統計調査に ご協力お願いします

問 市情報政策課(米原庁舎) ☎ 52-6627 FAX 52-5195

住宅・土地統計調査とは

国が5年に1度実施する住宅と土地に関する大切な統計調査です。
全国約370万世帯(市内約2千世帯)を対象に、10月1日現在の住まいの状況などを調査します。
調査結果は、安心安全で良好な居住環境を実現するための計画やまちづくり施策など、国や
地方自治体がみなさんの住生活についての施策を進める際の重要な資料となります。



対象となる世帯には、9月中旬から下旬にかけて調査員が調査書類を配布しますので、
回答をお願いします。今回対象とならなかった世帯には調査書類は配布されません。

主な調査項目

- ◆現在住んでいる住居について
敷地面積、部屋の数や広さ、建物の構造、階数、
建て方、高齢者等のための設備や省エネルギー
設備の有無など
- ◆世帯について
世帯構成、年間収入、前住居など
- ◆現住居以外の住宅、土地について
空き家の所有状況、住宅や土地の用途など

明らかになること

- 住宅数や国民の居住状況
- 耐震性、防火性等の住宅性能水準の達成度
- 高齢化社会を支える居住環境
- 空き家の実態



調査の方法は

調査の方法やスケジュールは次のとおりです。
調査期間中は調査員が該当地域を巡回するほか、対象となった世帯を訪問し、世帯員数等の確認をします。正確な統計結果を得るために、調査にご協力ください。

9月

- 上旬～ 該当地域の巡回確認(準備調査)

- 中旬～ 対象世帯への調査書類の配布

〈回答方法〉以下より選択
①インターネット
②調査員への提出 ③郵送
**インターネットによる回答が
便利で簡単です！**

- ・建物の外観等の調査
※目視または世帯への聞き取りによる

10月

- 上旬～ 調査員による調査票の回収
(回答方法②を選んだ人)



個人の情報は守られます！

回答内容は、統計法によって厳重に保護されます。
調査関係者には守秘義務が課せられていて、調査で
知り得た内容を他に漏らしたり、本来の目的以外に
使用したりすることはありません。

県知事任命の調査員が調査します

調査員は、滋賀県知事が任命した地方公務員で、必ず「調査員証」を携行しています。

**政府の統計調査をよそおった、
「かたり調査」にご注意ください**
不審に思われた場合は、回答せず
「調査員証」の提示を求めるとともに、
情報政策課へご連絡ください。



※この調査では、金銭を要求したり、銀行口座の暗証番号や
クレジットカード番号などをお聞きしたりすることもありません。

調査の詳細はこちらから

総務省統計局公式ウェブサイト

URL <https://www.stat.go.jp/> 住宅・土地統計調査

検索

登録調査員さん募集中！



各種統計調査で、事前準備や調査票の回収などをして
いただける人を募集しています。
詳しくは情報政策課へお問い合わせください。